

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 豊川圏域に係る取組方針

令和4年6月

豊川圏域水防災協議会

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 減災のための目標と取組方針.....	5
4. フォローアップ.....	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

更に、平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

豊川圏域は愛知県東部の拠点であり、昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）では、柳生川をはじめ、沿岸部において高潮による大きな被害を受けたほか、昭和 49 年の洪水においては、柳生川、音羽川等の河川が氾濫し、大きな被害が発生している。

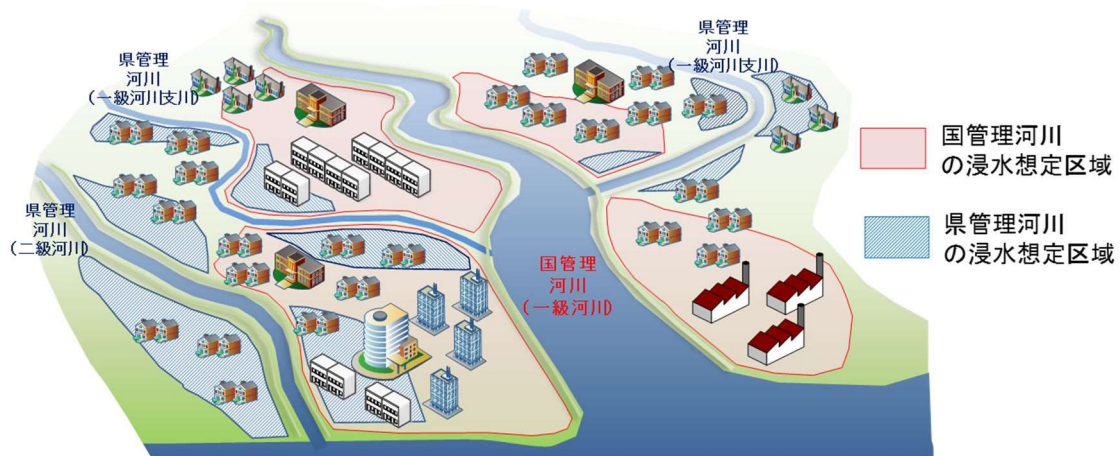
近年では、平成 20 年 8 月末豪雨において、柳生川での堤防からの越水により、住宅地が広範囲にわたって浸水し、大きな被害を受けている。

豊川圏域の県管理河川を対象として、地域の特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、愛知県（防災安全局災害対策課、建設局河川課、東三河建設事務所、新城設楽建設事務所）、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）が参画し、平成29年2月に「豊川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「豊川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川豊川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表2のとおりである。

表1 豊川圏域水防災協議会 会員一覧

	構成機関・役職
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	豊橋市 市長
会員	豊川市 市長
会員	蒲郡市 市長
会員	新城市 市長
会員	田原市 市長
会員	設楽町 町長
会員	東栄町 町長
会員	豊根村 村長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 東三河建設事務所 所長
会員	愛知県 新城設楽建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
会員	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部 部長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

表2 豊川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名		
(一)天竜川	大千瀬川	(一)豊川	亀淵川	(二)境川	境川		
	大入川		海老川	(二)梅田川	梅田川 ○		
	古真立川		巴川		内張川		
	間黒川		島田川		西ノ川		
	小田川		当貝津川		浜田川		
	坂宇場川		栗島川		坪口川		
	東菌目川		田町川		落合川		
	御殿川		大島川		精進川		
	鴨山川		巴川		境川		
	河内川		菅沼川		半尻川		
	漆島川		(一)矢作川		黒瀬川	(二)柳生川	柳生川 ○
	豊川				中川		殿田川
朝倉川	名倉川	山中川					
内山川	黒田川	(二)佐奈川		佐奈川 ○			
神田川	(二)池尻川			池尻川	帯川		
三輪川	(二)精進川	精進川		(二)音羽川	音羽川 ○		
嵩山川	(二)天白川	天白川			白川		
善光寺川	(二)免々田川	免々田川			西古瀬川		
江川	(二)新堀川	新堀川			安藤川		
古川	(二)今堀川	今堀川			山陰川		
馬越川	(二)今池川	今池川			(二)御津川		御津川
間川	(二)汐川	汐川			(二)紫川		紫川
安川		清谷川	(二)西田川		西田川		
境川		庄司川			力川		
宇利川		宮川	(二)落合川		落合川		
野田川		青津川	(二)拾石川		拾石川		
大入川		大日川	合計 84河川				
宇連川	(二)蜷川	蜷川					
黄柳川	(二)紙田川	紙田川					

青字 (○) : 水位周知河川 (4河川)

【水位周知河川の指定日】

水位周知河川	
河川名	指定日
梅田川	平成19年6月1日
柳生川	平成19年6月1日
佐奈川	平成21年6月1日
音羽川	平成19年6月1日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、豊川圏域における県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表3に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、豊川圏域は、豊川大臣管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、令和3年5月に豊川水防災サミットが策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域			小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム ・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知 ・水害対応タイムライン ・ホットライン ・広域避難の検討 直轄河川との連携
中流域			大	遅い	大	小	長い	
合流点 (二級河川は下流域)								
下流域								

表3 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） ・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・水害危険性の周知促進 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ・ハザードマップの改良、周知、活用 ・浸水実績等の周知 ・防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予測や水位情報の提供の強化
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） ・水防訓練の充実
防災施設の整備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・樋門・樋管等の施設の整備

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入（H29.6）した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定後は、実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村 気象台
水害危険性の周知促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <p>水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。</p>	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の豊川水防災サミットが策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。また、目標時期の欄の記述の解説については、表4を参照のこと。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICT を活用した洪水情報の提供 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村
みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川と水位周知河川について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 ・想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。 ・洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表をおこない、水害リスク情報の空白地帯の解消を図っていく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県
ハザードマップの改良、周知、活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> 水位周知河川の洪水浸水想定区域や浸水予想図公表河川、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。	引き続き実施 (拡充)	市町村
浸水実績等の周知 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>防災教育の促進</p> <p>【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じて出前講座等を行っている。 ・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。 ・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。 	<p>引き続き実施</p>	<p>愛知県市町村 気象台</p>
<p>(再掲) みずから守るプログラムの活用</p> <p>【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県市町村</p>

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>洪水予測や水位情報の提供の強化</p> <p>【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・ 水位計は、1 時間ごとや10 分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・ 河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県 市町村</p>

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町村
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が連携して水防団等の情報共有を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町村
水防訓練の充実 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 【○】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状の取組状況</div> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">今後の取組方針</div> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。 ・さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するために、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。 	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備 【○】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状の取組状況</div> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び、老朽化対策を実施している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">今後の取組方針</div> <ul style="list-style-type: none"> ・樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び老朽化対策を実施していく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p data-bbox="480 439 707 477">現状の取組状況</p> <ul data-bbox="488 488 1066 891" style="list-style-type: none"> ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 <p data-bbox="480 947 707 985">今後の取組方針</p> <ul data-bbox="488 996 1066 1400" style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 (流域市町村が実施する貯留施設整備) など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。 	引き続き実施	愛知県市町村

表4 目標時期の記述内容に関する解説

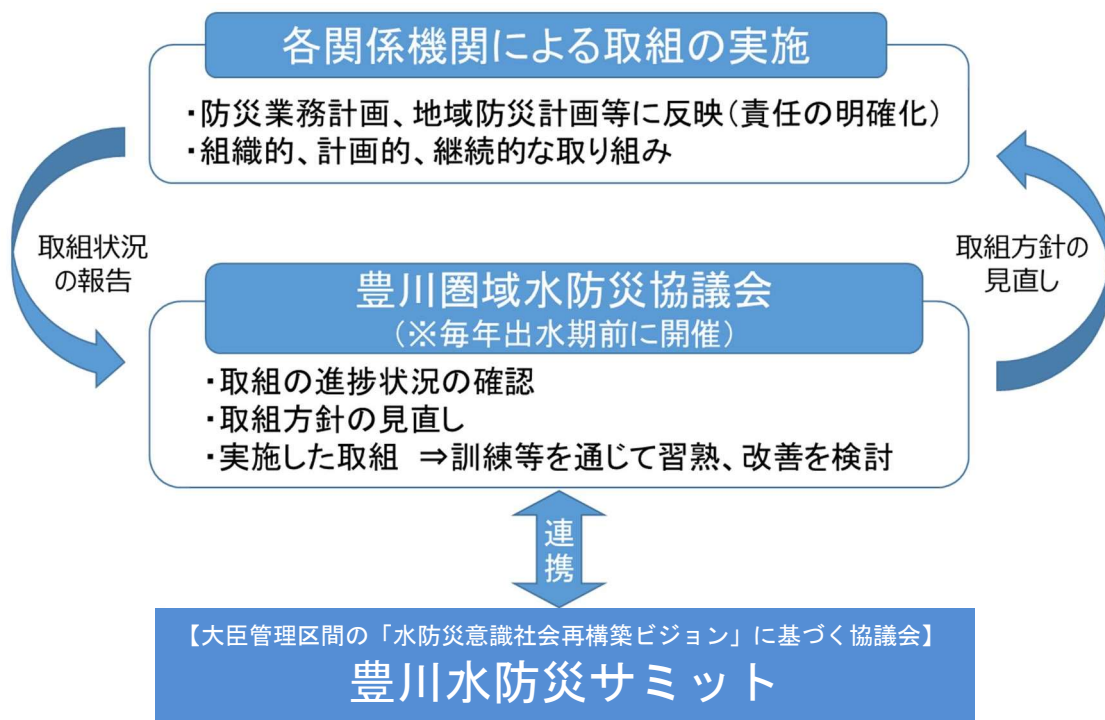
目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「豊川水防災サミット」とも連携しながら進めていく。

【フォローアップのイメージ】



取組方針のフォローアップの報告

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれにに基づく避難訓練を実施
- ・他機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を促進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

◎土砂災害への防災対応については、既存の「愛知県総合土砂災害対策推進連絡会」に対応し、県水防災協議会とも連携を図る。

※平成31年1月に緊急行動計画の改定が行われた箇所（赤字）

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

出典：国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/koudoukeikaku_190129.pdf)

豊川圏域水防災協議会の減災のための目標と取組方針

豊川圏域における県管理河川における協議会の目標

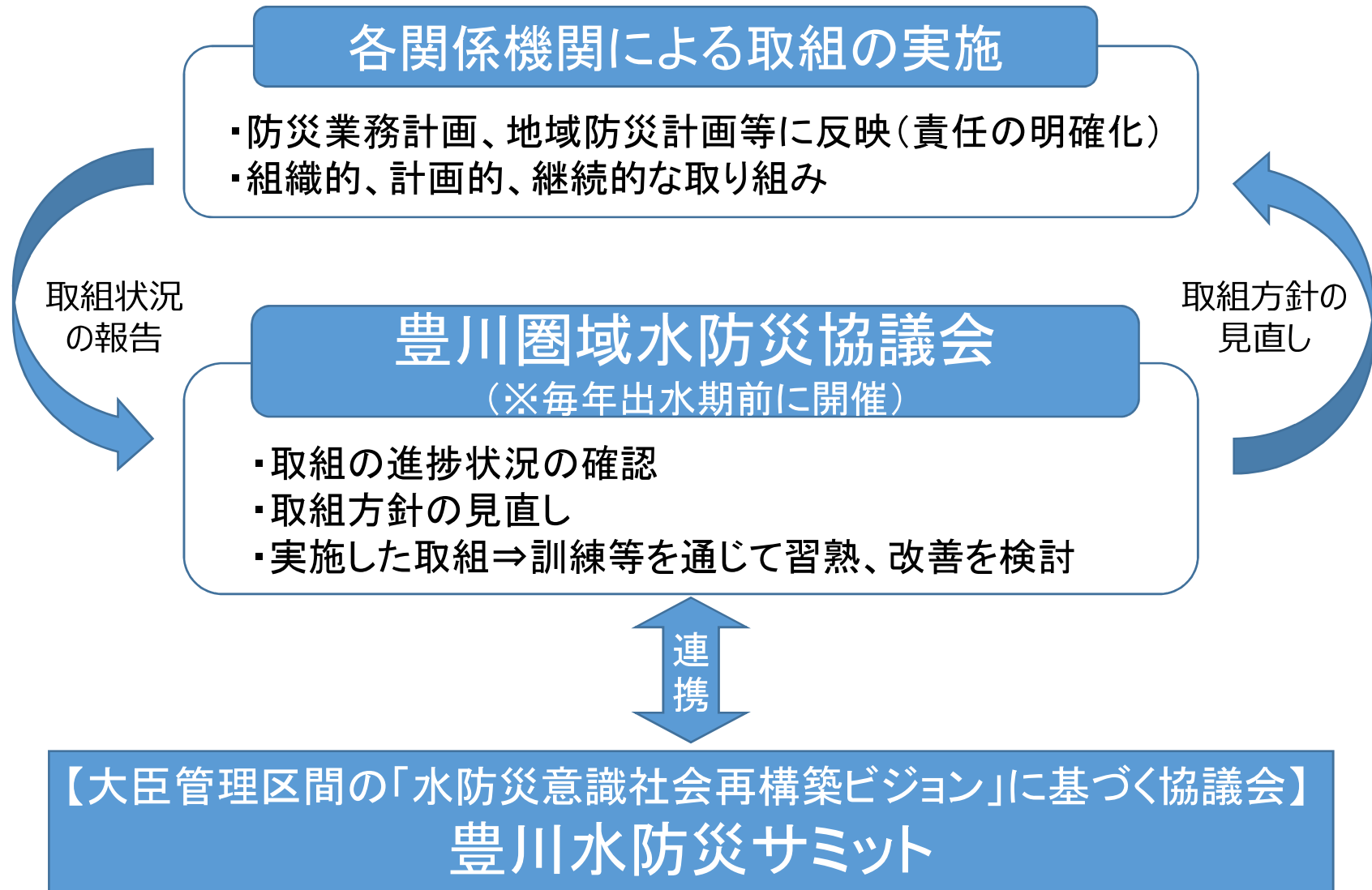
県が管理する中小河川は、国管理の河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨に対して急速に水位が上昇する等、大河川とは異なる特性への対応が求められる。



- 矢作川圏域において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。
- 愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とし、令和4年6月に取組方針を改定した。



取組に対するフォローアップ



豊川圏域 水防災協議会 主な取組(1)

主な取組項目	取組内容	令和5年度の主な取組
1) 想定最大規模の降雨による洪水想定区域図等の作成と周知	○洪水予報河川と水位周知河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の指定・公表	・洪水浸水想定区域の追加予定河川は、2024年度末までに指定・公表予定
2) 想定最大規模の降雨による浸水予想図の作成	○洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による浸水予想図の作成	・浸水予想図を基に洪水浸水想定区域図を作成し、2024年度末までに指定・公表予定
3) ホットラインの構築・運用	○ホットラインの運用状況 ○洪水浸水想定区域の見直しに伴うホットラインの構築	・出水期前にホットラインを構築
4) 水害ハザードマップの作成	○想定最大規模洪水に対応した洪水ハザードマップの改良、周知、活用 ○高潮による浸水予想図の作成	・洪水浸水想定区域の拡大に伴う水害ハザードマップの作成を準備
5) 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	・要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議の開催 ・利用施設職員向け防災講習会の開催
6) みずから守るプログラムの活用	○みずから守るプログラムの実施	・地域協働事業の実施支援 ・地域協働事業ガイドラインの見直し検討、実施可能市町村の拡大

豊川圏域 水防災協議会 主な取組(2)

主な取組項目	取組内容	令和5年度の主な取組
7) 防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会と連携した水防災教育の促進 ○出前講座の実施 ○マイ・タイムラインの作成講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・ワークシート「マイ・タイムラインをつくろう」の改善
8) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月2日の大雨などで外水氾濫のあった河川で、増設を検討
9) 水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び水防管理団体への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のホームページで活動内容や入団資格等を紹介 ・募集動画、チラシ、ポスター等を作成
10) 堤防等河川管理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づく河道整備等の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防耐震補強、橋梁改築等の実施
11) 浸水実績図等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水実績図のウェブサイトでの公表 ○大規模な浸水被害が発生した場合の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月2日の大雨の浸水実績図の作成
12) 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川、水位周知河川を対象とした水害対応タイムラインの作成 ○実際の洪水時や訓練等での運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象情報等への修正などの水害対応タイムライン見直し

1) 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の追加

想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定

【洪水浸水想定区域指定済河川】

洪水予報河川・水位周知河川の指定区間内は、これまでに全て洪水浸水想定区域を指定済み。

水系等	河川名	見直し状況	
県管理河川 (28河川)	★新川	H30. 3. 23指定・公表	
	五条川(上流)(下流)		
	大山川		
	青木川		
	日光川	★日光川	令和元年8月30日指定・公表
		蟹江川	
		福田川	
		領内川	
	矢田川	矢田川	
		香流川	
	矢作古川	矢作古川	
		広田川	
	内津川	内津川	
	乙川	乙川	
	柳生川	柳生川	
	籠川	籠川	
	天白川	★天白川	
		扇川	
	猿渡川	猿渡川	令和2年4月10日指定・公表
	境川	★境川	
	逢妻川	★逢妻川	
		逢妻女川	
	阿久比川	阿久比川	
	音羽川	音羽川	
	梅田川	梅田川	
	八田川	八田川	
	佐奈川	佐奈川	
	山崎川	山崎川	

★洪水予報河川

※赤字: 豊川圏域に関連する洪水予報河川、水位周知河川

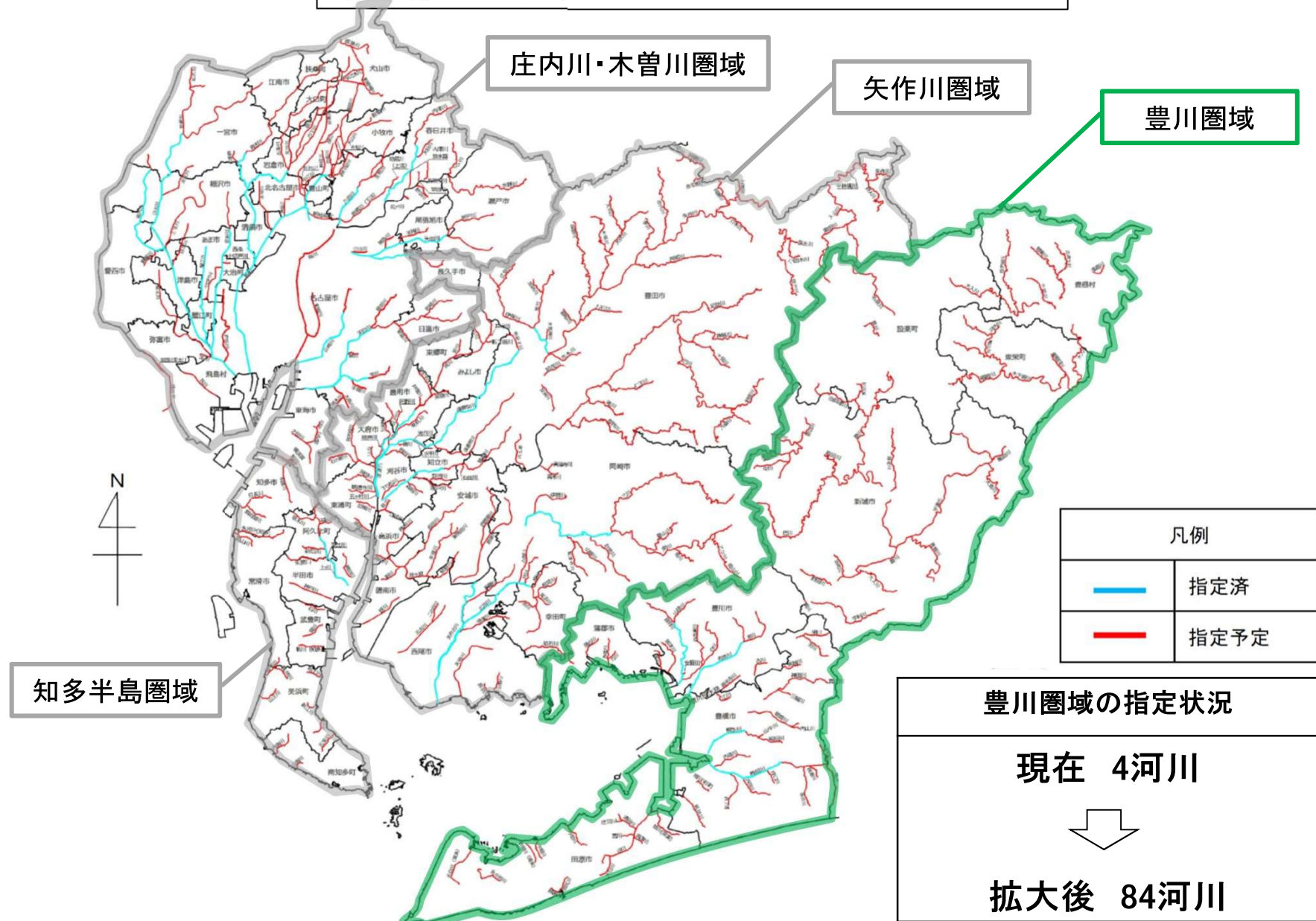
【洪水浸水想定区域の追加予定河川】

水位周知河川の指定区域外(上流など)及びその他の河川は、公表済みの浸水予想図を用い、2024年度末までに洪水浸水想定区域の指定・公表を目指しており、準備ができたものから順次公表する。

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名
(一) 天竜川	大千瀬川	(一) 豊川	亀瀬川	(二) 境川	境川
	大入川		海老川	(二) 梅田川	梅田川
	古真立川		巴川		内張川
	間黒川		島田川		西ノ川
	小田川		当貝津川		浜田川
	坂宇場川		栗島川	坪口川	
	東菌目川		田町川	落合川	
	御殿川		大島川	精進川	
	鴨山川		巴川	境川	
	河内川		菅沼川	半尻川	
	漆島川	黒瀬川	(二) 柳生川	柳生川	
	豊川	中川	(二) 柳生川	殿田川	
	朝倉川	名倉川	(二) 佐奈川	山中川	
	内山川	黒田川		佐奈川	
神田川	(二) 池尻川	池尻川		帯川	
三輪川	(二) 精進川	精進川		音羽川	
嵩山川	(二) 天白川	天白川		白川	
善光寺川	(二) 免々田川	免々田川		西古瀬川	
江川	(二) 新堀川	新堀川		安藤川	
古川	(二) 今堀川	今堀川		山陰川	
馬越川	(二) 今池川	今池川		(二) 御津川	御津川
間川	(二) 汐川	汐川		(二) 紫川	紫川
安川		清谷川	(二) 西田川	西田川	
境川		庄司川	(二) 落合川	力川	
宇利川		宮川		落合川	
野田川		青津川	(二) 捨石川	捨石川	
大入川		大日川	合計 84河川		
宇連川	(二) 蜷川				
黄柳川	(二) 紙田川	紙田川			

1) 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の追加

愛知県における洪水浸水想定区域の指定予定河川



2) 浸水予想図の想定最大規模降雨への見直し状況と今後の予定

浸水予想図の公表

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名	
(一)天竜川	大千瀬川	(一)豊川	亀淵川	(二)境川	境川	
	大入川		海老川	(二)梅田川	梅田川	
	古真立川		巴川		内張川	
	間黒川		島田川		西ノ川	
	小田川		当貝津川		浜田川	
	坂宇場川		栗島川		坪口川	
	東藪目川	田町川	落合川			
	御殿川	大島川	精進川			
	鴨山川	巴川	境川			
	河内川	菅沼川	半尻川			
	漆島川	黒瀬川	柳生川			
	(一)豊川	豊川	(一)矢作川	中川	(二)柳生川	殿田川
		朝倉川		名倉川	(二)佐奈川	山中川
内山川		黒田川		佐奈川		
神田川		(二)池尻川	池尻川	帯川		
三輪川		(二)精進川	精進川	(二)音羽川	音羽川	
嵩山川		(二)天白川	天白川		白川	
善光寺川		(二)免々田川	免々田川		西古瀬川	
江川		(二)新堀川	新堀川		安藤川	
古川		(二)今堀川	今堀川		山陰川	
馬越川		(二)今池川	今池川		(二)御津川	御津川
間川		(二)汐川	汐川	(二)紫川	紫川	
安川			清谷川	(二)西田川	西田川	
境川			庄司川		力川	
宇利川			宮川	(二)落合川	落合川	
野田川			青津川	(二)捨石川	捨石川	
大入川			大日川	合計	84河川	
宇連川		(二)蛭川	蛭川			
黄柳川	(二)紙田川	紙田川				

※豊川圏域の県管理河川のみを掲載

【浸水予想図の公表状況】

令和元年度 3河川 公表

令和2年度 32河川 公表

令和3年度 49河川 公表

⇒令和3年度までに、圏域の
全84河川について公表完了

**水防法改正を受け、2024年度末までに
拡大指定
浸水予想図を基に洪水浸水想定区域図
を作成し、公表します**

洪水浸水想定区域指定に伴う義務

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 洪水に関する情報（水位、雨量情報など）の伝達や避難場所や避難経路、要配慮者利用施設の名称及び所在地等に関する事項の地域防災計画への記載 要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練への助言・勧告 ハザードマップの作成（更新）
要配慮者 利用施設の 管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の作成や避難訓練の実施 避難訓練結果の市町村への報告
宅地建物 取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項として、洪水を含む水害ハザードマップで説明が必要

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進について

	避難確保計画作成率(%)	避難確保計画作成施設数(施設)	避難確保計画作成対象施設数(施設)
豊橋市	96%	280施設	293施設
豊川市	65%	135施設	209施設
蒲郡市	2%	2施設	89施設
東栄町	50%	1施設	2施設
協議会全体	70%	418施設	593施設

※令和5年12月15日付け事務連絡のフォローアップ調査結果より

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していません。

(※)
愛知県の避難確保計画作成率は73%で、全国でも下から4番目という状況です。
作成率が増加していないため、未作成施設への作成補助や促進活動をお願いします。

(※)国土交通省ウェブサイト(令和5年9月31日現在)

4) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況について

	避難訓練 実施率(%)	避難訓練 実施施設数(施設)	避難訓練 実施対象施設数(施設)
豊橋市	13%	37施設	293施設
豊川市	22%	46施設	209施設
蒲郡市	2%	2施設	89施設
東栄町	50%	1施設	2施設
協議会全体	15%	86施設	593施設

※令和5年12月15日付け事務連絡のフォローアップ調査結果より

※対象施設がない市町村は記載していません。

5) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

➤ 自治体独自の避難確保計画と避難訓練の資料を作成・ウェブサイトで公開している。

【蒲郡市】

The screenshot shows the official website of Gamagori City. The main navigation bar includes categories like '暮らし・手続き' (Living/Procedures), '子育て・教育文化' (Childcare/Education/Culture), '健康・福祉' (Health/Welfare), '産業・ビジネス' (Industry/Business), '市政情報' (Municipal Information), and '観光情報' (Tourism Information). The breadcrumb trail reads: ホーム > 組織でさがす > 危機管理課 > 危機管理課 > 避難確保計画の作成について. The main heading is '避難確保計画の作成について' (About the creation of the evacuation assurance plan). Below the heading, it states: '一部の要配慮者利用施設には避難確保計画の作成が必要です' (Creation of an evacuation assurance plan is required for some facilities for persons requiring special consideration). A summary section explains that the plan was revised based on the Act on Special Measures for Flood Prevention and Earthquake Disaster Prevention (Act No. 31 of 2019). It notes that the plan is required for facilities in designated flood-prone areas or earthquake disaster special warning areas. A link is provided for the revised law: '水防法・土砂災害防止法の改正について(リーフレット) (PDFファイル/417KB)'. The page also includes sections for '要配慮者利用施設とは' (What are facilities for persons requiring special consideration?) and '浸水想定区域の確認方法' (How to confirm the designated flood-prone area?).

出典:蒲郡市ウェブサイト

【豊川市】

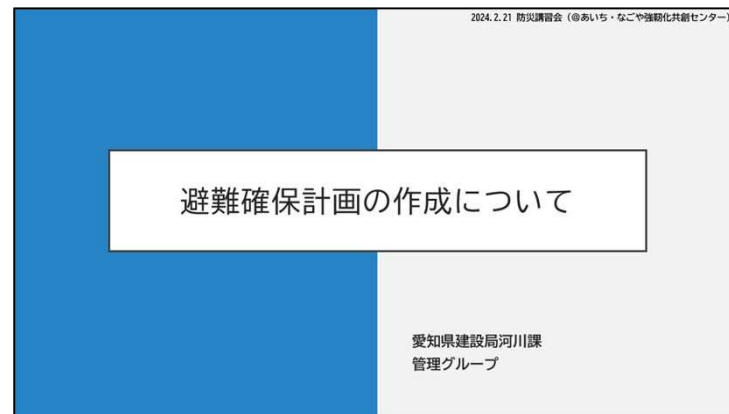
The screenshot shows the official website of Toyokawa City. The main navigation bar includes categories like '暮らし・手続き' (Living/Procedures), '子育て・学校' (Childcare/Schools), '催事・文化' (Events/Culture), '公共施設' (Public Facilities), and '市政情報' (Municipal Information). The breadcrumb trail reads: 現在のページ > トップページ > 暮らし・手続き > 安全・安心 > 防災 > 要配慮者利用施設避難確保計画 > 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化について. The main heading is '要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化について' (About the obligation of creating an evacuation assurance plan for facilities for persons requiring special consideration). The update date is '更新日: 2023年3月31日'. A summary section explains that the plan was revised based on the Act on Special Measures for Flood Prevention and Earthquake Disaster Prevention (Act No. 53 of 2020). It notes that the plan is required for facilities in designated flood-prone areas or earthquake disaster special warning areas. A link is provided for the revised law: '「避難確保計画」ひな形ダウンロード' (Download the template of the 'Evacuation Assurance Plan'). A link is provided for the revised law: '「避難確保計画」ひな形(洪水) (エクセル: 57KB)'. The page also includes sections for '避難確保計画の作成' (Creation of the evacuation assurance plan) and '避難訓練結果報告の義務化について' (About the obligation of reporting the results of evacuation drills). A link is provided for the revised law: '「避難訓練結果報告書」ダウンロード' (Download the 'Evacuation Drill Result Report'). A link is provided for the revised law: '「避難訓練結果報告書」 (エクセル: 17KB)'. The page also includes a section for '国土交通省避難確保計画作成・活用の手引き' (Manual for the creation and use of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism's evacuation assurance plan).

出典:豊川市ウェブサイト

5) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

➤ 愛知県では、愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議や、避難確保計画作成のための支援講習会等を開催している。

資料1-1		資料2																									
<p>愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議基本事項</p> <p>(目的) 第1条 本会の名称は、「愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議」とする。</p> <p>(目的) 第2条 本会議は、「本会議第1条の3の2、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第1条の2及び同法第1条第1項に規定する法律第7条第1項に定める要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成を推進することを目的とする。</p> <p>(運営) 第3条 本会議は、目的を達成するため、以下の業務を行う。 (1) 要配慮者利用施設等避難確保計画作成の促進に資する調査 (2) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等の整備 (3) 避難確保計画の作成の推進 (4) 要配慮者利用施設等避難確保計画の作成を促進するための関係機関との連携に関する取組</p> <p>(構成) 第4条 本会議は、関係し得る市町村及び関係機関で構成する。ただし、目的を達成するために必要に応じて関係者や関係機関等が、土木建設等の関係者等も参加することができる。</p>		<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の進捗状況(まとめ)</p> <p>(令和5年3月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象施設数</th> <th>作成施設数</th> <th>作成率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>7,460</td> <td>5,157</td> <td>69.1</td> </tr> <tr> <td>雨水出水</td> <td>2,654</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>4,344</td> <td>786</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>2,158</td> <td>1,151</td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>342</td> <td>302</td> <td>88.3</td> </tr> </tbody> </table>			対象施設数	作成施設数	作成率(%)	洪水	7,460	5,157	69.1	雨水出水	2,654	0	0	高潮	4,344	786	18.1	津波	2,158	1,151	53.3	土砂災害	342	302	88.3
	対象施設数	作成施設数	作成率(%)																								
洪水	7,460	5,157	69.1																								
雨水出水	2,654	0	0																								
高潮	4,344	786	18.1																								
津波	2,158	1,151	53.3																								
土砂災害	342	302	88.3																								



会議名 : 令和5年度愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議

実施日 : 令和5年7月31日(月)

対象者 : 県内市町村の防災関係部署職員

講座内容 :

- 1 本会議について
- 2 最新情報について
 - ・避難確保計画作成等の進捗状況
 - ・洪水浸水想定区域の指定状況について
 - ・土砂災害警戒区域等の指定状況等について
 - ・津波災害警戒区域について
 - ・高潮浸水想定区域の指定について
- 3 取組について
 - ・事務局の取組
 - ・国の取組
- 4 アンケートの結果について
 - ・事前アンケートの結果
 - ・アンケートに関する質疑応答、討議等

会議名 : 2023年度要配慮者利用施設向け「防災講習会」及び「BCP策定講習会」

実施日 : 令和6年2月21日(水)

対象者 : 県内の要配慮者利用施設職員

講座内容 :

- 1 避難確保計画とは?
- 2 避難確保計画の作成に必要なこと
- 3 作成後にお願いしたいこと

6)みずから守るプログラムの活用

- 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を平成23年度より展開している。地域協働事業を実施する中で、浸水リスクの高い地域を重点的に進めている。
- 現在、みずから守るプログラム地域協働事業ガイドラインの見直し、みずから守るプログラム地域協働事業の実施可能市町村の拡大について進めている。

手づくりハザードマップ



- お住まいのまちで、市町村の発行する「洪水ハザードマップ」をもとに避難所、避難ルートを確認するとともに“早い段階の浸水地図”を作成します。
- 地図は2日間、合計5時間で作れます。

大雨行動訓練



- 水害の進展を体験しながら、どの局面で避難判断を行い、どのようなタイミングで避難行動に移すのかを、各個人が各々考える、体験シミュレーション型の訓練です。
- 2時間の訓練ですが、カード作成が実施済みの地区は1時間でも実施可能です。

みずから守るプログラム地域協働事業 実施状況

地域協働事業	令和5年度実施回数	
手づくりハザードマップ作成支援業務	愛知県全体	12(1)地区
大雨行動訓練支援業務	愛知県全体	9(1)地区

東海市 平洲地内 水害手づくりハザードマップを活用した大雨避難行動訓練



※令和5年度実施例

7) 水防災教育の促進について(出前講座等事例紹介)

県立岡崎商業高等学校

【実施概要】

場所 : 岡崎市
 実施日 : 令和6年1月11日～12日
 対象人数 : 74名
 講座内容 : 水害を学ぼう
 周辺河川 : 一級河川乙川



春日井市立丸田小学校

【実施概要】

場所 : 春日井市
 実施日 : 令和6年2月9日
 対象人数 : 72名
 講座内容 : 川づくりを学ぼう
 周辺河川 : 一級河川八田川



	令和5年度実施回数	
出前講座	圏域内	0回
お届け講座	愛知県全体	2回

8) 危機管理型水位計

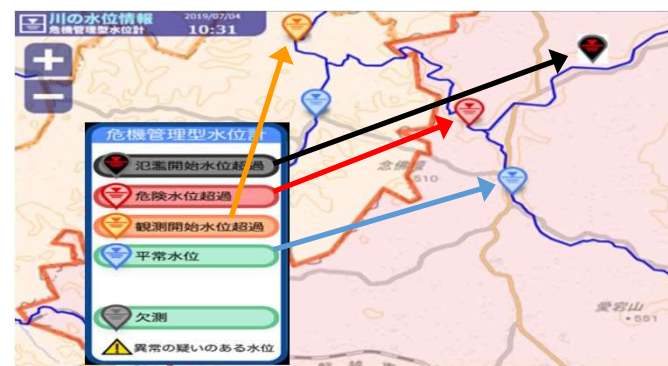
- 1)円滑かつ迅速な避難のための取組
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

危機管理型水位計とは

- ・洪水時の水位観測に特化した水位計
- ・水位情報を堤防天端からの高さで表示
- ・住民の方の避難行動等に活用

第6回水防災協議会で承認された設置計画に従い、令和3年度までに全30基を設置した。

画面表示アイコン



五条川昭和橋水位計



情報の入手方法

<https://k.river.go.jp/>



8) 危機管理型水位計

■設置一覧

管内	市町村	水系名	河川名	設置箇所	設置年度			数量
				橋梁名等	R1 まで	R2	R5	
建設事務所 新城設楽	新城市	豊川	宇連川	大橋	1			6
		豊川	豊川	只持橋		1		
	設楽町	矢作川	名倉川	下沼橋	1			
		豊川	豊川	鮎美橋			1	
	東栄町	天竜川	大千瀬川	新橋	1			
	豊根村	天竜川	大入川	黒川橋	1			
東三河建設事務所	豊橋市	豊川	朝倉川	御弓橋		1		25
		梅田川	梅田川	摩耶橋	1			
		梅田川	梅田川	道賢田橋	1			
		梅田川	内張川	駒形1号橋		1		
		柳生川	殿田川	三本木橋		1		
		柳生川	柳生川	境橋	1			
		梅田川	梅田川	御厩橋	1			
		豊川	神田川	神田橋		1		
	豊川市	豊川	善光寺川	善光寺橋	1			
		佐奈川	帯川	新町橋	1			
		音羽川	白川	都橋		1		
		音羽川	白川	市田橋	1			
		音羽川	西古瀬川	筋違橋		1		
		御津川	御津川	山下橋		1		
		音羽川	音羽川	森橋歩道橋	1			
		佐奈川	佐奈川	荒古橋	1			
	蒲郡市	西田川	西田川	昭和橋	1			
		落合川	落合川	大坪橋	1			
		西田川	西田川	記念橋		1		
		拾石川	拾石川	拾石橋		1		
	田原市	汐川	汐川	西野橋	1			
		汐川	清谷川	滝頭橋		1		
		蜷川	蜷川	太神橋	1			
		池尻川	池尻川	吹出橋		1		
		免々田川	免々田川	天神橋		1		

※豊川圏域の県管理河川のみを掲載

2023年6月2日の大雨を踏まえた危機管理型水位計の増設について

【検討経緯】

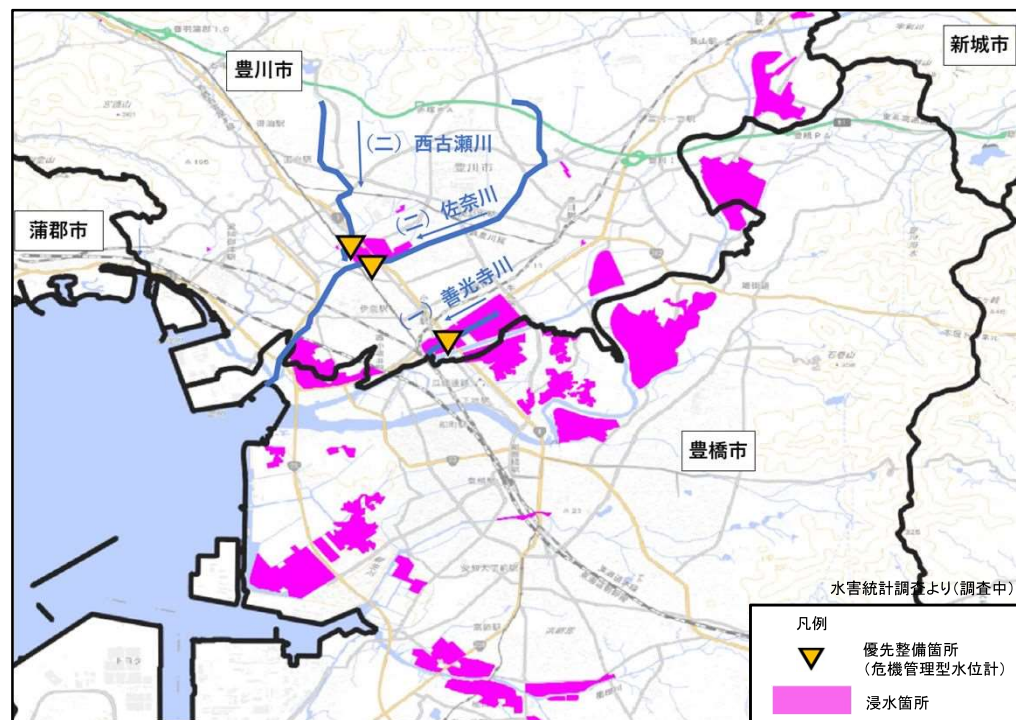
- 2023年10月4日 2023年度第1回水防災協議会連絡調整会議 「河川情報の提供の強化について」概要説明意見照会(各市町村 2023年11月2日(金)までに回答)
- 2023年11月2日～ 各市町村からの要望を集約し増設案を検討
- 2024年1月19日 2023年度第2回水防災協議会連絡調整会議 増設検討についての進捗報告
- 2024年3月 第10回水防災協議会幹事会(13日:庄内川・木曾川、知多半島 14日:矢作川、豊川)優先整備箇所(案)の提示
- 2024年度以降 優先整備箇所の設置
その他要望箇所の検討

【優先整備箇所】

- 豊川市
西古瀬川、佐奈川、善光寺川

設置要件

- ①浸水実績があり、周辺に住家等の防護対象がある箇所
- ②市要望がある箇所
- ③既設水位計との十分な離隔が確保されている箇所
- ④急激な水位上昇が確認されている箇所
- ⑤周辺に行政施設・病院等の重要施設がある箇所
- ⑥2023年6月2日の大雨を受け、河川管理者として必要と考える箇所



危機管理型水位計を用いた水位周知河川における今後の対応

○水位周知河川の基準観測所付近に、危機管理型水位計をこれまでに設置済である。

○基準観測所が被災等により計測不能になる場合に備え、水位周知河川の全ての基準観測所で、近傍の危機管理型水位計での読み替え水位を2024年3月に設定した。

※危機管理型水位計が設置されてから概ね3年が経過し、水位データの蓄積が進んだことを踏まえ設定した。なお、読み替え水位は今後もさらなるデータの蓄積により、適宜見直していく。

○基準観測所の水位計が被災等により計測不能となった場合は、速やかに読み替え水位での運用を開始する。

(通知:建設事務所 ⇒ <高度情報ネットワーク> ⇒ 関係自治体、関係機関)

【水位周知河川（23）】

八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、
音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川

赤字:本圏域

9) 簡易型河川監視カメラ

簡易型河川監視カメラとは

国土交通省が、以下を目的に、民間企業等と開発を進めてきた低コストのカメラ。

- ・機能を限定して低コスト化を図ることで、中小河川への普及を促進する
- ・身近な河川の画像を提供することで、住民に洪水の切迫性を伝える
(避難判断の目安として活用して頂く)

カメラの設置箇所

河川の特長や災害リスクを踏まえて、以下のポイントを考慮して設置箇所を選定し、24箇所を設置した。

- ①氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所
- ②既設カメラが設置されていない河川
- ③洪水予報河川及び水位周知河川の基準観測局



2023年6月2日の大雨など河川からの越水などにより浸水被害があった河川で、増設を検討しています。

設置箇所の市町村については、地域防災計画等に、簡易型河川監視カメラを防災情報の一つとして位置付けるようお願いいたします。

9) 簡易型河川監視カメラ

■ 設置一覧

水系名	河川名	設置箇所	市町村名	洪水予報 水位周知	数量	事務所名	数量 (小計)
庄内川	矢田川	長栄八反	名古屋市		1	尾張建設 事務所	8
庄内川	香流川	猪子石	名古屋市	水位周知	1		
天白川	天白川	天白川	名古屋市	洪水予報	1		
天白川	天白川	天白島田	名古屋市		1		
天白川	扇川	鳴海	名古屋市	水位周知	1		
山崎川	山崎川	瑞穂	名古屋市	水位周知	1		
庄内川	内津川	内津川旧河川	春日井市		1		
庄内川	内津川	松本	春日井市	水位周知	1		
庄内川	五条川	曾野	岩倉市	水位周知	1	一宮建設 事務所	2
庄内川	五条川	曾本	江南市		1		
阿久比川	阿久比川	岩滑阿久比川	半田市		1	知多建設 事務所	5
十ヶ川	十ヶ川	岩滑十ヶ川	半田市		1		
矢田川	矢田川	大野	常滑市		1		
境川	石ヶ瀬川	大府	大府市		1		
阿久比川	阿久比川	宮津	阿久比町	水位周知	1		
矢作川	矢作古川	小島	西尾市	水位周知	1	西三河建設 事務所	1
猿渡川	猿渡川	猿渡川	知立市	水位周知	1	知立建設 事務所	1
境川	逢妻女川	千足	豊田市	水位周知	1	豊田加茂建設 事務所	3
境川	逢妻男川	若林	豊田市		1		
矢作川	籠川	京町	豊田市	水位周知	1		
柳生川	柳生川	花田	豊橋市	水位周知	1	東三河建設 事務所	4
梅田川	梅田川	浜道	豊橋市	水位周知	1		
音羽川	音羽川	国府	豊川市	水位周知	1		
佐奈川	佐奈川	佐土	豊川市	水位周知	1		
合計					24		24

※豊川圏域の市町村を青色で着色

引き続き、要望箇所等において設置を検討してまいります。

10) ワンコイン浸水センサ

ワンコイン浸水センサとは

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている3種類の浸水センサ

出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

ワンコイン浸水センサの設置目的

大雨による浸水被害や河川の氾濫を踏まえて、実証実験として、以下の参加目的等でモデル地区となる自治体が公募し、愛知県内の3自治体に設置した。

- ①管内の浸水状況把握
- ②浸水情報の自治体防災関係システムへの連携など

官民連携による浸水域把握イメージ



出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

10) ワンコイン浸水センサ

■設置一覧

No.	自治体名	担当部署	実証実験年度
1	愛知県 岡崎市	市民安全部 防災課	令和4～5年度
2	愛知県 幸田町	総務部 防災安全課	令和5年度
3	愛知県 豊田市	建設部 河川課	令和5年度

※矢作川圏域内に設置

■岡崎市設置箇所

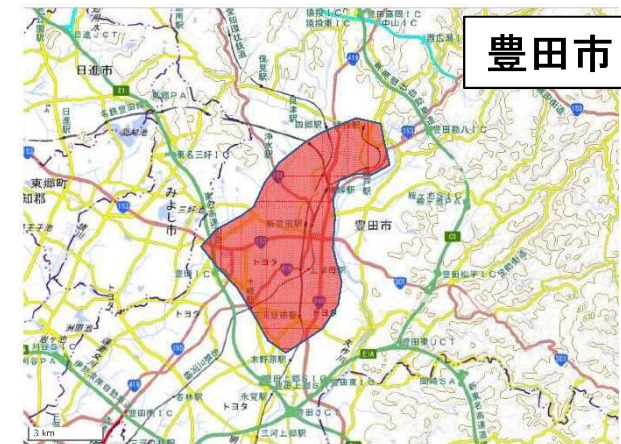
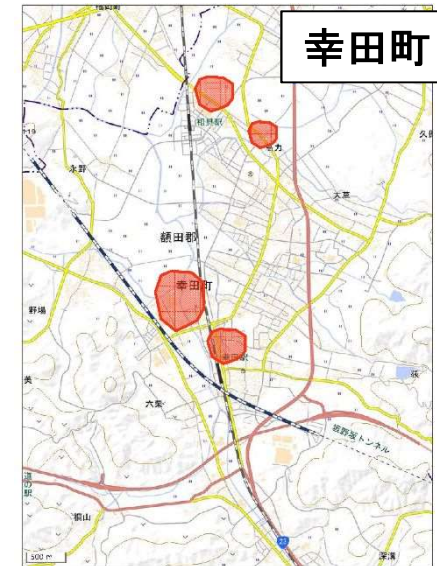
浸水センサ設置計画

センサタイプ：リプロ

設置箇所の写真

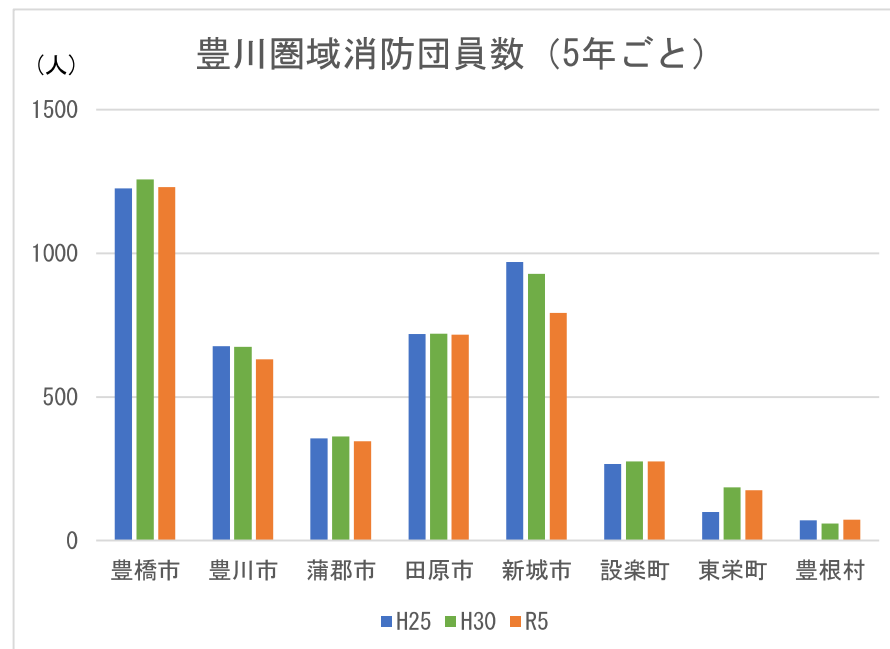
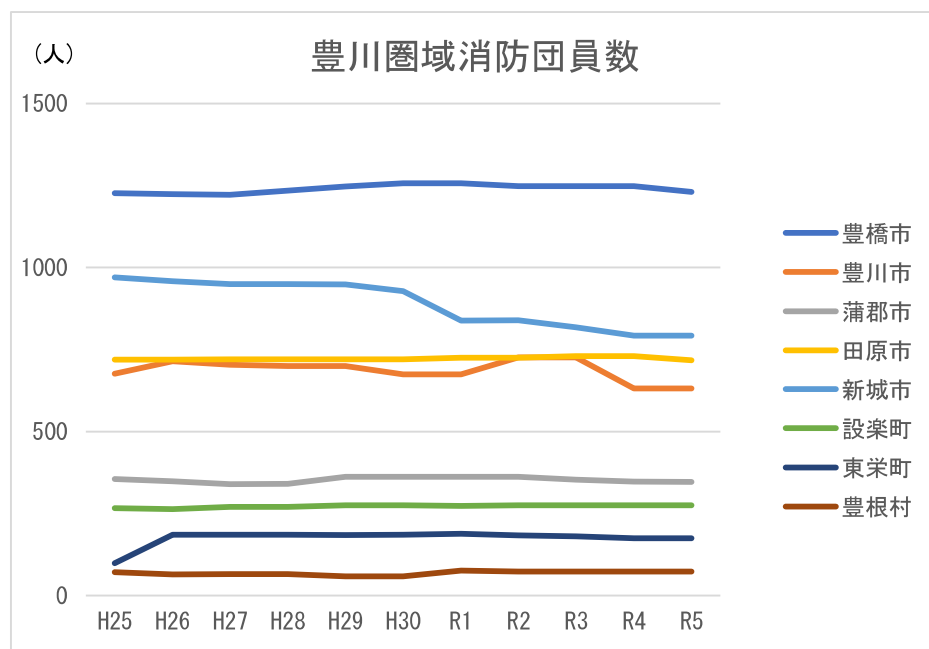
設置数：8地区、17箇所、39個設置（設置済み）

■モデル地区設置予定エリア



11) 過去10年間の消防(水防)団員数の推移

- 過去10年の傾向は、全体としては概ね横ばい傾向である。
- 今後も引き続き、団員数の維持を図っていく必要がある。



出典: 愛知県水防計画

11) 消防(水防)団員確保の取組について

- 自治体のホームページで、活動内容や入団資格等を紹介している。
- 募集動画、チラシ、ポスターを作成し、SNS活動も積極的に行っている。

【新城市の事例】

ホームページで消防団員の募集要項を掲載



出典: 新城市ウェブサイト

【豊橋市の事例】

SNSで消防団の活動や魅力を発信



出典: 豊橋市消防本部公式Instagram

【豊橋市の事例】リーフレットを作成



出典: 豊橋市ウェブサイト

11) 消防(水防)団員確保の取組について

- 地域防災力の中核となる消防団への理解促進と消防団員の確保を図るため、毎年1月20日を「あいち消防団の日」と定め、2013年から県内で一斉に加入促進活動を展開している。

令和5年度「あいち消防団の日」を中心とした啓発活動実施一覧(市町村別)

市町村	日時	場所	実施内容	担当	連絡先
豊橋市	1月6日(土) 10:00-13:00	豊橋市まちなか広場及びその周辺	・本市作成の消防団員募集リーフレットや啓発品を配布 ・豊橋市消防団公式マスコット「ワット君」や消防団車両の展示及び写真撮影	消防本部 総務課	0532-51-3106
豊川市	1月19日(金) 17:30-18:30	JR豊川駅、名鉄豊川稲荷駅、名鉄国府駅	リーフレット、啓発グッズの配布	消防本部 総務課	0533-89-9576
蒲郡市	1月7日(日) 13:00-15:30	蒲郡市民会館	はたちのつどい(成人式)にて、リーフレットを配布	消防本部 総務課	0533-68-0936
	1月20日(土) 10:00-12:00	ポートルース蒲郡	農林水産まつりにて、消防団啓発ブースを開設し、リーフレットを配布		
新城市	1月21日(日) 10:00-14:00	桜淵公園いこいの広場グラウンド及び周辺 (新城市消防出初式会場)	新城消防祭(出初式、観閲式、消防フェスタの要素を含んだ複合イベント)において、消防体験ブースの設置、消防団PR活動等の実施	消防本部 消防総務課	0536-22-4803
田原市	1月6日(土) 9:30-11:00	はなのき広場 (田原市消防出初式会場)	出初・観閲式で消防団員募集広告の掲示	消防本部 消防課	0531-23-4073
設楽町	1月15日(月) ~1月21日(日) 9:00-17:00	設楽町役場 正面玄関	PRブースの設置	総務課	0536-62-0511
東栄町	1月15日(月) 9:00-11:00	東栄町役場 正面玄関	リーフレット、啓発グッズの配布	総務課	0536-76-0501
	1月16日(火) 15:00-17:00				

出典: 愛知県ウェブサイト

※表中は全て2024年1月から3月に行われるものを記載

※豊川圏域内のみ抜粋

12) 河川管理施設の整備等に関する事項(治水対策)

河川改修等

現状の取組状況

- ◆ 河川整備計画に基づき河道整備等を実施している。また、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき、「5か年加速化対策」も活用しながら事前防災対策を実施していく。



令和5年度 主な事業実施箇所

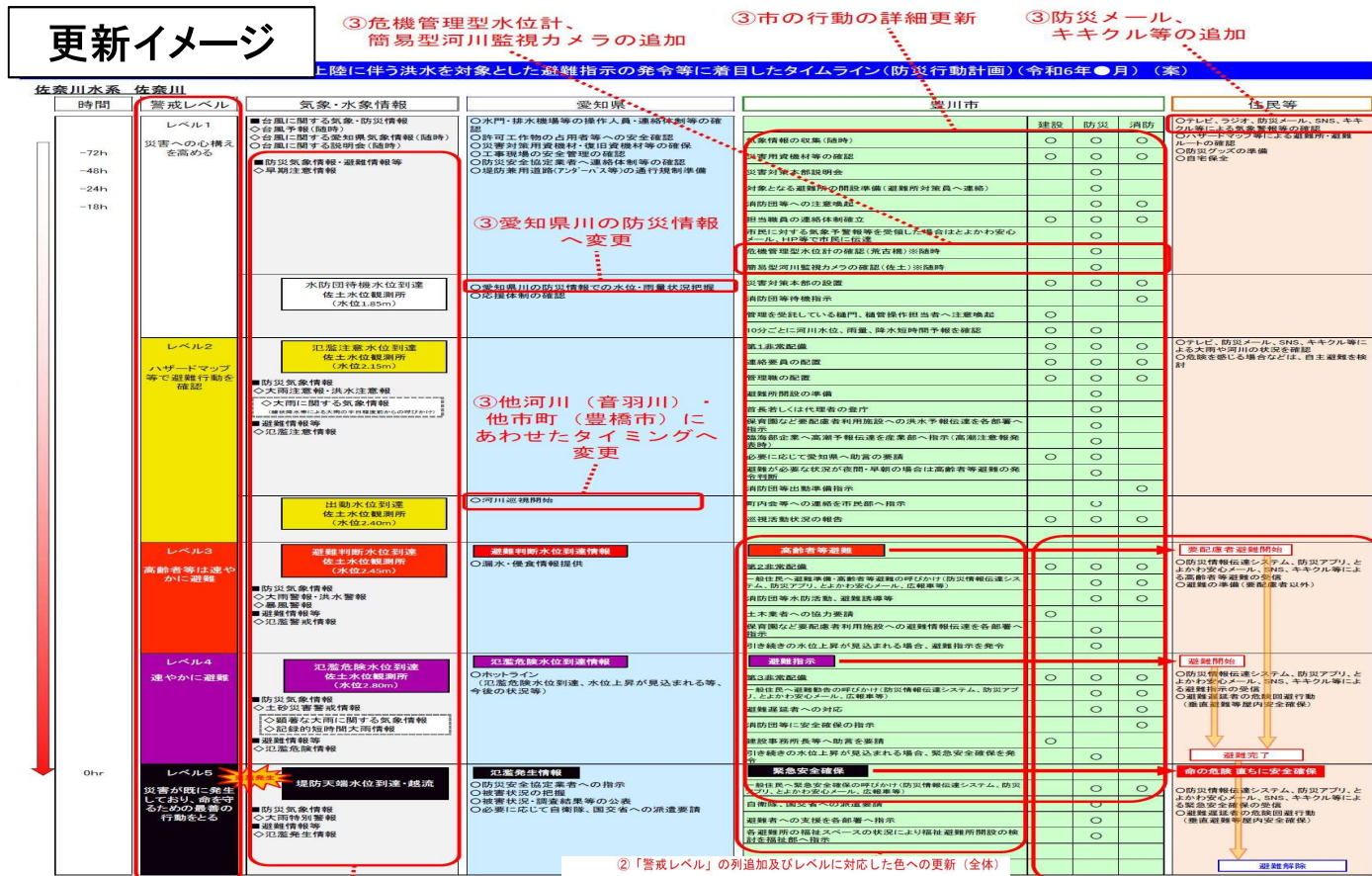
河川名	工事場所	工事内容
柳生川	豊橋市	地下河川整備、堤防補強工
音羽川	豊川市	護岸工
落合川	蒲郡市	護岸工



柳生川地下河川イメージ

13) 水害対応タイムラインの更新について

- 洪水予報河川・水位周知河川の全28河川について、水害対応タイムラインを策定し、2018年6月から運用しています。
- 運用開始から5年が経過し、洪水浸水想定区域の見直しや、最新の気象情報等への対応などを反映するため、水害対応タイムラインの更新を行いました。



- ②「警戒レベル」の列追加及びレベルに対応した色への更新(全体)
- ②「警戒レベル」の列追加及びレベルに対応した色への更新(全体)
- ②気象・水象情報のレベルに応じた位置づけ避難情報(冠氾関係の情報)の追加
線状降水帯に関する情報等も参考に掲載
- ②法改正に基づき避難情報の用語の改訂(他項目内の用語もあわせて改訂)
- ③河川管理者等の情報を受けて、自治体や住民が取るべき行動を明記

河川の水害対応タイムラインの更新を完了し、令和6年度より運用開始していきます。